

附 則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において納入すべきであった手数料については、なお従前の例による。

青森県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十六号

青森県流域下水道条例の一部を改正する条例

青森県流域下水道条例（昭和六十二年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「財団法人青森県下水道公社」を「財団法人青森県建設技術センター」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十七号

青森県公共下水道条例の一部を改正する条例

青森県公共下水道条例（平成三年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満

第十条第二項を次のように改める。

2 特定事業場から排除される汚水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

一 前項第一号に掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が公共下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）により、同号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

二 前項第二号から第五号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該汚水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、排水基準を定める省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

第十条第三項中「下水の水質の検定方法に関する省令」を「下水の水質の検定方法等に関する省令」に改める。

第十一条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満

第十一条第三項中「下水の水質の検定方法に関する省令」を「下水の水質の検定方法等に関する省令」に改める。

第十七条中「財団法人青森県下水道公社」を「財団法人青森県建設技術センター」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十八号

青森県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青森県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「一日最大給水量三十五万立方メートルとし、八戸工業地帯の」を「別表第一に定めるところにより、」に改め、同条第五項中「別表」を「別表第二」に改める。

別表を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

名 称	位 置	給 水 区 域	一 日 最 大 給 水 量
青森県八戸工業用水道	八 戸 市	八戸市の区域のうち、大字河原木、大字沼館、沼館一丁目、沼館二丁目、沼館三丁目、沼館四丁目、大字市川町、城下一丁目、城下二丁目、城下三丁目、城下四丁目、江陽二丁目、江陽三丁目及び江陽	三十五万立方メートル

青森県六ヶ所工業用水道	上北郡六ヶ所村	四丁目の区域 上北郡六ヶ所村の区域のうち、大字尾駁字弥栄平の区域	二千五百立方メートル
-------------	---------	-------------------------------------	------------

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第三十九号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一歳」を「三歳」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十号

青森県工業用水道事業条例の一部を改正する条例

青森県工業用水道事業条例（昭和四十一年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第二十一条の表を次のように改める。

名 称	種 別	料 率
青森県八戸工業用水道	基本料金 超過料金 特定料金	一立方メートルにつき 七円六十二銭 一立方メートルにつき 十五円二十四銭 一立方メートルにつき 七円六十二銭
青森県六ヶ所工業用水道	基本料金 超過料金 特定料金	一立方メートルにつき 四十五円 一立方メートルにつき 九十円 一立方メートルにつき 四十五円

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十一号

青森県営駐車場条例の一部を改正する条例

青森県営駐車場条例（昭和五十九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「回数券」の下に「及びプリペイド・カード」を加え、同条中「回数券」の下に「及びプリペイド・カード（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法により記録されている金額に応ずる対価を得て発行されるカードで、駐車場の使用料の納入のために使用することができものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十二号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十九条第二項」を「第二十九条第四項」に改める。

第二条第二項中「寮母」を「寄宿舎指導員」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十三号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表以外の部分中「除く」の下に「。以下同じ」を、「大学院修学休業」の下に「又は育児休業」を加え、本則の表中「三、七二七人」を「三、六九二人」に、「四〇人」を「二七人」に、「二二七人」を「二一三人」に、「一、〇九八人」を「一、一〇九人」に、「三、六九三人」を「三、六三一人」に、「六、四三三人」を「六、三六三人」に、「一五、一九八人」を「二五、〇三五人」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2 休職者、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益法人等に派遣されている者又は大学院修学休業若しくは育児休業をしている者が復職し、又は職務に復帰した場合において、県立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員の数が前項の表に定める定数を超えるときは、その定数を超える員数の県立学校の職員及び市町村立学校の県費負担教職員は、一年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十四号

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

青森県公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成七年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

第一条中「及び市町村」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十五号

青森県立郷土館条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館条例（昭和四十八年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中

「小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒 五十円」及び

「小学校児童、中学校生徒及び中等教育学校前期課程生徒 五十円に人数を乗じて得た額の二分の一に相当する額」を削る。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県条例第四十六号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条ただし書中「及び外国」を「外国」に改め、「派遣中の者」の下に「再任用短時間勤務の者及び育児休業中の者」を加え、同条の表中「一九〇人」を「一九二人」に、「六〇一人」を「六一三人」に、「六一一人」を「六三四人」に、「六三九人」を「六五二人」に、「二、一四五人」を「二、一八五人」に、「二、五四四人」を「二、五八四人」に改め、同条に次の二項を加える。

2 休職中の者、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益法人等に派遣中の者又は育児休業中の者が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定員を超えるときは、その定員を超える員数の職員は、一年を超えない期間に限り、定員外とすることができる。

3 警視、警部、警部補又は巡査部長の階級にある者の数が当該階級の定員に満たない場合は、その定員に満たない数の範囲内において、当該定員を当該階級より下位の階級の定員に流用することができる。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県条例第四十七号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「性風俗特殊営業等」を「性風俗関連特殊営業等」に改める。

第十七条を第二十二条とし、第十六条を第二十一条とし、第十五条の次に次の五条を加える。

（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域に係る施設）

第十六条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、第十条各号に掲げる施設とする。

（店舗型電話異性紹介営業の禁止地域）

第十七条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第四に掲げる地域内においては、営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限）

第十八条 店舗型電話異性紹介営業は、深夜においては、営んではならない。

（店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）

第十九条 法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第十七条に規定する地域とする。

（無店舗型電話異性紹介営業の広告等の制限地域）

第二十条 法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、第十七条に規定する地域とする。

別表第三中「第十六条」を「第二十一条」に改める。

別表第四中「第十一条」の下に「第十七条」を加える。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第四十八号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号を削り、同項第六号中「テレホンクラブ等営業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）」に改め、同号を同項第五号とし、同条第三項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）」を「法」に、「及び同条第六項」を「、同条第六項」に、「」に係る」を「」及び店舗型電話異性紹介営業に係る」に改め、「並びにテレホンクラブ等営業を営む場所（以下「テレホンクラブ等営業所」という。）」を削る。

第十五条の二及び第十五条の三を削る。